

三郷市除染実施計画

(第4版)

平成27年1月

埼玉県三郷市

三郷市除染実施計画

目次

第Ⅰ編 はじめに	1
これまでの経緯	1
第Ⅱ編 除染実施計画	3
1. 除染等の措置等に関する方針.....	3
2. 除染実施計画の実施期間.....	3
3. 除染実施区域について.....	4
4. 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体.....	11
5. 除染実施区域に係る施設・土地の利用区分ごとの除染の方法について.....	13
6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期.....	14
7. 除染による廃棄物及び除去土壌の収集、運搬、保管・管理、処分について.....	16
第Ⅲ編 市内の公共施設の主な除染実績について	17

改訂履歴

日付	内容	改訂内容
平成24年6月7日	三郷市除染実施計画の策定(第1版)	新規策定
平成25年3月29日	第2版(第1版改訂)	県営みさと公園、におどり公園において、原状回復作業(芝張り)を実施するため、計画期間を平成25年5月末までに変更。
平成25年6月24日	第3版(第2版改訂)	除染実施状況等の情報を改訂日現在の内容に変更。
平成27年1月21日	第4版(第3版改訂)	市独自の措置として除染を実施した施設を明記。

第 I 編 はじめに

これまでの経緯

平成23年3月に東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の飛散は、約200km離れた三郷市にまで及びました。特に三郷市は、埼玉県内では空間線量率が最も高い値を示す地域に該当しました。

当市は、独自の判断で、保育所、幼稚園、学校などの、特に子ども達の活動頻度の高い場所から除染作業に取り組むこととし、平成23年9月23日から、市内13か所の全保育所の除染を開始しました。平成23年度には、市内の、小学校・中学校の除染作業が全て終了したところです。

なお、上記の平成23年度中の除染に際して三郷市の独自の施策として、私立の保育所・幼稚園の中で、単独で除染を実施した保育所・幼稚園に対して、除染費用の補助を行ったところです。

○市内の公共施設の除染実施状況(平成25年3月31日現在)

	保育所	幼稚園等	小学校	中学校	公 園
除染済み施設数	13	15	20	8	88
対象施設数	13	15	20	8	88
除染実施率	100%	100%	100%	100%	100%

※詳細は、17ページ「市内の公共施設の主な除染実績について」をご覧ください。

市の方針決定後、国では「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」※（以下「特措法」という。）が制定され、三郷市は、同法第32条に基づく国の『汚染状況重点調査地域』に指定されました。

これにより、同法第36条に基づき「除染実施計画」を策定し、除染作業を実施い

たしました。なお、同法に基づき実施する放射線量低減対策にかかる経費に対しては、国費による補助制度が整備されています。

以下、第Ⅱ編では、「特措法」が平成24年1月に全面施行されてから、今後三郷市がどのような方針で除染事業に取り組んだかを示した除染実施計画を、第Ⅲ編では市内の公共施設の主な除染実績について記述してまいります。

※ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」とは、略称「放射性物質汚染対処特措法」（平成23年8月30日法律第110号）

平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所による放射性物質で汚染されたがれきや土壌などの処理のための法律。8月30日に公布、一部を除き同日施行。平成24年1月1日から全面施行。第3条には「国の責務」として、「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う、社会的責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染に関し、必要な措置を講ずるものとする。」第4条には「地方公共団体の責務」として、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国への施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。」と記述されている。

第Ⅱ編 除染実施計画

1. 除染等の措置等に関する方針

本除染実施計画の目標は、計画終了時まで、除染実施区域における平均空間線量率が、地上高1m（子どもの生活環境では50cm）で毎時0.23マイクロシーベルトを下回る※1こととし、結果、事故由来の放射性物質による追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を長期的に年間で1ミリシーベルト以下にすることを目指します。また、三郷市の従来の方針※2と同様に、子どもの生活環境を優先して、除染を実施してまいります。（平成25年3月31日現在、対象とした全ての施設で除染作業を実施済みです）

- ※1 特措法第32条第1項（汚染状況重点調査地域の指定の要件）及び第36条第1項（除染計画を定める区域の要件）等を定める環境省令での数値
- ※2 三郷市では、市民の方々の放射性物質汚染に対する不安を解消するために、「特措法」全面施行前、平成23年10月20日、「放射線量低減化対策の基本方針」を策定しています。

2. 除染実施計画の実施期間

本除染実施計画の実施期間は、平成24年1月に全面施行された「特措法」に基づいて支援が遡及適用される平成23年4月から、平成25年5月末までの計画期間とします。この期間終了時において、区域内の平均的空間線量率の測定で、計画目標が達成されなかった場合は、計画期間の延長や次期計画の策定等について、国と協議をしてまいります。

3. 除染実施区域について

本除染実施計画の除染実施区域は、図1の通り、①航空機モニタリング※1により設定される区域（地上高1mの平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域）及び、②市の測定により設定する区域（学校や公園等、子どもの生活環境で、地上高50cm※2で平均空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設）としております。

なお、除染実施区域外にて除染の対応が必要となった場合には、除染実施区域の見直しを行い、除染等の措置等を行ってまいります。

※1 平成23年9月29日に文部科学省が公表した航空機によるモニタリング結果

※2 中学校では地上1m

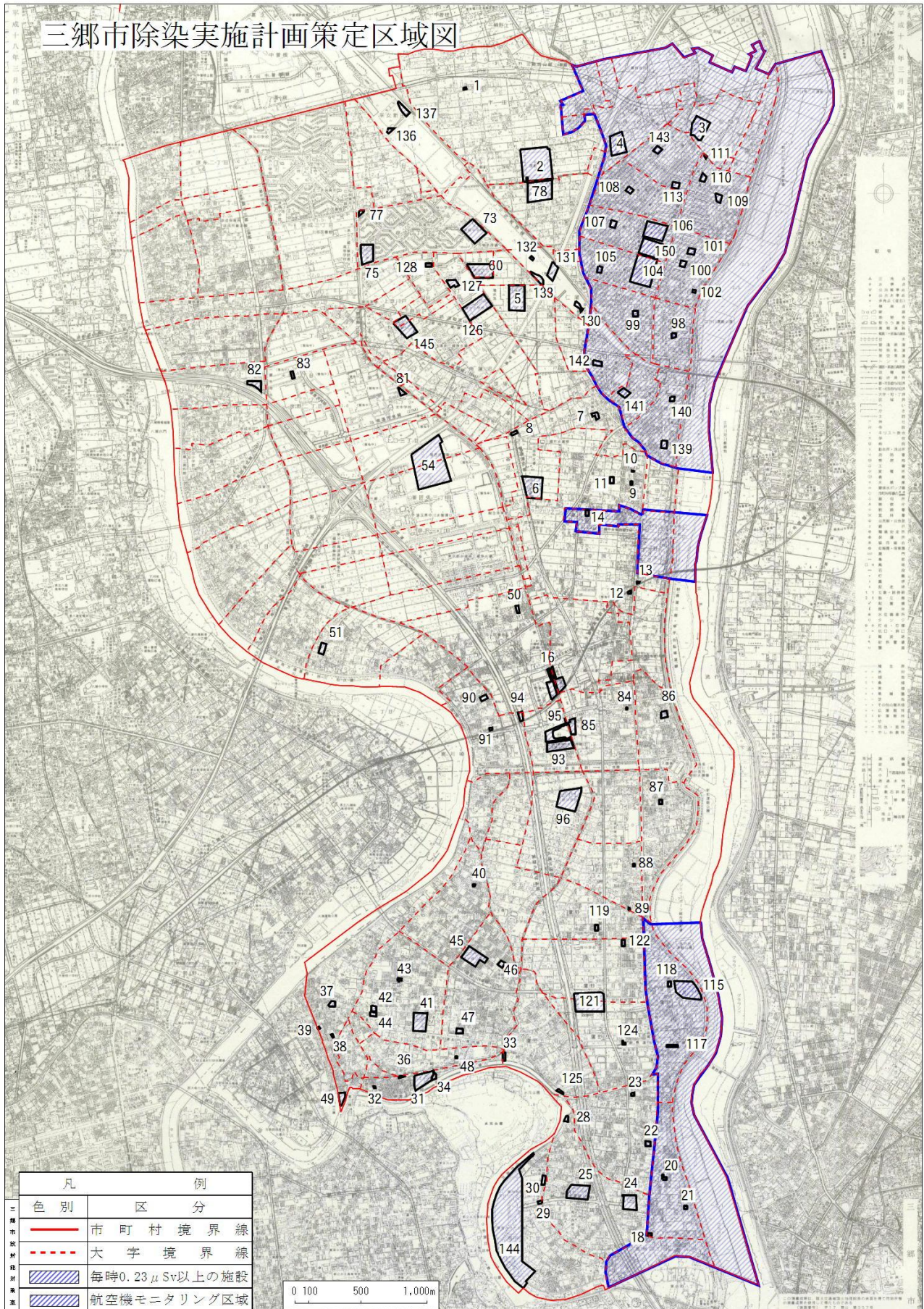


図 1 除染実施区域

① 航空機モニタリングにより設定される区域

当該区域を下表に示します。各区域は、字単位でその字面積の大半（50%以上）が、モニタリング結果で毎時0.23マイクロシーベルト以上と示された範囲に含まれる街区を設定しています。表中に、区域中に含まれる主要な施設を記載しています。施設名に続く（ ）付番号は、表1施設対応表の番号を表しています。また、除染終了施設は、平成25年3月末で既に除染済みの施設を示しています。

除染実施区域		除染終了施設※
早稲田地区	前間	前間小学校(3)
	後谷	後谷小学校(4)
	丹後	なし
	岩野木	吉野ちびっ子広場(14)
	小谷堀	なし
	田中新田	なし
	早稲田 1～8丁目	めじろ公園(98)、はまなす公園(99)、早稲田保育所(100)、アカシア公園(101)、早稲田3丁目第1幼児公園(102)、早稲田公園(104)◇、しらさぎ公園(105)、丹後小学校(106)、つくし公園(107)、白鳥公園(108)、カトレア公園(109)、まつのき公園(110)、早稲田7丁目第1幼児公園(111)、うぐいす公園(113)、あすなろ公園(143)、文化会館(150)
東和地区	三郷 1～3丁目	ひばり公園(139)、ひまわり公園(140)、カンガルー公園(141)、さくら公園(142)
	東町	東町第1幼児公園(18)、倉田・増田ちびっ子広場(20)、田中ちびっ子広場(21)◇
	鷹野1丁目	八木郷小学校(115)、八木郷児童遊園(117)、長戸呂ちびっ子広場(118)
	高州4丁目	なし

※特に子ども達の活動頻度の高い公共施設

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

なお、本計画策定時点では、表中の施設を除染対象としていますが、今後、必要に応じて対象施設の追加・見直しを行っていきます。

② 市の測定により設定する区域

当該区域を下表に示します。各区域は、市による測定の結果、平均空間線量率が、地上高50cm(中学校は1m)で毎時平均0.23マイクロシーベルト以上の施設（対象施設は、すべて子どもの生活環境。）です。なお、施設番号の欄は、表1施設対応表の番号を表しています。また、下表の施設は、平成25年3月末現在で既に除染実施済みです。

除染実施区域(施設名)		除染前の空間線量率 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	施設番号
早稲田地区	旧茂田井保育所	0.23～0.27	0.24	7
	幸房小学校※1	0.22～0.29	0.24	6
	県立三郷特別支援学校※1	0.15～0.31	0.25	145
	半田第1 幼児公園	0.19～0.34	0.26	1
	幸房第1 幼児公園	0.22～0.29	0.27	9
	幸房第2 幼児公園	0.20～0.27	0.24	10
	幸房上町会わんぱく運動場	0.22～0.29	0.27	11
	幸房第1 ポケット広場	0.21～0.40	0.31	12
	幸房第2 ポケット広場	0.40～0.41	0.41	13
	旧茂田井第1 緑地◇	0.23～0.35	0.28	8
	半田運動公園	0.28～0.41	0.31	2
	におどり公園	0.25～0.37	0.30	16
	早稲田中学校	0.19～0.29	0.23	78
東和地区	下新田保育所	0.22～0.25	0.24	22
	戸ヶ崎東保育所	0.20～0.33	0.24	46
	鷹野小学校	0.20～0.34	0.28	121
	高州東小学校	0.23～0.27	0.25	24
	高州小学校	0.18～0.27	0.23	25
	新和小学校	0.23～0.29	0.24	93
	前谷小学校	0.23～0.26	0.25	41
	吹上小学校	0.22～0.24	0.23	31

※1 県にて測定

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

除染実施区域(施設名)		除染前の空間線量率 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	施設番号
東和地区	戸ヶ崎小学校	0.20～0.29	0.23	45
	栄中学校	0.24～0.34	0.28	96
	コミュニティーセンター、南児童センター	0.23～0.33	0.27	42 44
	しいのみ学園○	0.23～0.35	0.27	86
	岡庭ちびっ子広場◇	0.13～0.40	0.24	23
	石崎ちびっ子広場	0.22～0.26	0.24	38
	山岸ちびっ子広場	0.23～0.28	0.25	39
	晝間ちびっ子広場◇	0.25～0.32	0.29	29
	戸ヶ崎5丁目ちびっ子広場◇	0.22～0.28	0.25	49
	新和4丁目ちびっ子広場◇	0.29～0.32	0.31	87
	関口ちびっ子広場◇	0.29～0.33	0.31	122
	鷹野4丁目ちびっ子広場	0.29～0.30	0.30	124
	寄巻児童遊園	0.21～0.32	0.27	33
	吹上児童遊園	0.23～0.30	0.25	34
	せんげん児童遊園◇	0.21～0.30	0.26	37
	新和1丁目第1幼児公園	0.24～0.29	0.26	84
	新和5丁目第1幼児公園	0.22～0.28	0.25	88
	新和5丁目第2幼児公園○	0.23～0.29	0.26	89
	戸ヶ崎第1幼児公園	0.25～0.28	0.27	32
	戸ヶ崎1丁目第1幼児公園	0.24～0.26	0.25	40
	戸ヶ崎4丁目第1幼児公園	0.17～0.30	0.23	48
	寄巻児童公園	0.28～0.38	0.30	125
	さかえ北公園	0.19～0.29	0.23	90
	戸ヶ崎なかす公園	0.17～0.27	0.23	36
	ふれ愛パーク戸ヶ崎	0.21～0.28	0.26	43
	戸ヶ崎みなみ公園◇	0.21～0.45	0.29	47
	三郷中央4号公園◇	0.35～0.41	0.38	85
	三郷中央3号公園◇	0.34～0.38	0.36	94
	高州3丁目水里町会わんぱく運動場◇	0.25～0.35	0.30	30
	鷹野2丁目町会わんぱく運動場◇	0.23～0.31	0.26	119
	幼児広場◇	0.17～0.33	0.23	28
	栄1丁目ポケット広場○	0.26～0.29	0.28	91
	栄調節池多目的広場	0.40～0.59	0.47	95
	県営みさと公園	0.19～0.35	0.26	144

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

除染実施区域(施設名)		除染前の空間線量率 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)	施設番号
彦成地区	立花小学校	0.19～0.27	0.24	75
	早稲田中学校	0.19～0.29	0.23	78
	彦成中学校	0.25～0.32	0.28	73
	谷口北児童公園	0.21～0.29	0.26	50
	鳥の郷公園◇	0.23～0.28	0.25	83
	花和田児童公園◇	0.17～0.30	0.23	51
	風の郷公園◇	0.22～0.39	0.26	82
	月の郷公園◇	0.19～0.25	0.23	81
	番匠免運動公園◇	0.18～0.43	0.27	54
	やすらぎ公園◇	0.23～0.25	0.24	77
さつき平地区	瑞木小学校	0.19～0.27	0.23	126
	瑞穂中学校	0.20～0.27	0.24	5
	さつき平ふれあい公園◇	0.1～0.28	0.23	127
	さつき平なかよし公園◇	0.15～0.36	0.23	128
	瑞沼市民センター	0.26～0.36	0.31	60
新三郷ららシティ地区	ららシティくすのき公園	0.23～0.36	0.33	131
	ららシティ悠久の道公園	0.22～0.35	0.27	130
	ららシティやまもも公園	0.26～0.29	0.28	132
	ららシティ大通り公園	0.28～0.29	0.28	136
	ららシティとんがり公園	0.24～0.30	0.27	137
	ららシティ1丁目緑地	0.29～0.35	0.32	133

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

表 1 施設対応表

No.	施 設 名 称
1	半田第1幼児公園
2	半田運動公園
3	前間小学校
4	後谷小学校
5	瑞穂中学校
6	幸房小学校
7	旧茂田井保育所
8	旧茂田井第1緑地
9	幸房第1幼児公園
10	幸房第2幼児公園
11	幸房上町会わんぱく運動場
12	幸房第1ポケット広場
13	幸房第2ポケット広場
14	吉野ちびっ子広場
16	におどり公園
18	東町第1幼児公園
20	倉田・増田ちびっ子広場
21	田中ちびっ子広場
22	下新田保育所
23	岡庭ちびっ子広場
24	高州東小学校
25	高州小学校
28	幼児広場
29	晝間ちびっ子広場
30	高州3丁目水里町会わんぱく運動場
31	吹上小学校
32	戸ヶ崎第1幼児公園
33	寄巻児童遊園
34	吹上児童遊園
36	戸ヶ崎なかす公園
37	せんげん児童遊園
38	石崎ちびっ子広場
39	山岸ちびっ子広場
40	戸ヶ崎1丁目第1幼児公園
41	前谷小学校

No.	施 設 名 称
42,44	コミュニティーセンター、 南児童センター
43	ふれ愛パーク戸ヶ崎
45	戸ヶ崎小学校
46	戸ヶ崎東保育所
47	戸ヶ崎みなみ公園
48	戸ヶ崎4丁目第1幼児公園
49	戸ヶ崎5丁目ちびっ子広場
50	谷口北児童公園
51	花和田児童公園
54	番匠免運動公園
60	瑞沼市民センター
73	彦成中学校
75	立花小学校
77	やすらぎ公園
78	早稲田中学校
81	月の郷公園
82	風の郷公園
83	鳥の郷公園
84	新和1丁目第1幼児公園
85	三郷中央4号公園
86	しいのみ学園
87	新和4丁目ちびっ子広場
88	新和5丁目第1幼児公園
89	新和5丁目第2幼児公園
90	さかえ北公園
91	栄1丁目ポケット広場
93	新和小学校
94	三郷中央3号公園
95	栄調節池多目的広場
96	栄中学校
98	めじろ公園
99	はまなす公園
100	早稲田保育所
101	アカシア公園
102	早稲田3丁目第1幼児公園

No.	施 設 名 称
104	早稲田公園
105	しらさぎ公園
106	丹後小学校
107	つくし公園
108	白鳥公園
109	カトレア公園
110	まつのき公園
111	早稲田7丁目第1幼児公園
113	うぐいす公園
115	八木郷小学校
117	八木郷児童遊園
118	長戸呂ちびっ子広場
119	鷹野2丁目町会わんぱく運動場
121	鷹野小学校
122	関口ちびっ子広場
124	鷹野4丁目ちびっ子広場
125	寄巻児童公園
126	瑞木小学校
127	さつき平ふれあい公園
128	さつき平なかよし公園
130	ららシティ悠久の道公園
131	ららシティくすのき公園
132	ららシティやまもも公園
133	ららシティ1丁目緑地
136	ららシティ大通り公園
137	ららシティとんがり公園
139	ひばり公園
140	ひまわり公園
141	カンガルー公園
142	さくら公園
143	あすなろ公園
144	県営みさと公園
145	県立三郷特別支援学校
150	文化会館

4. 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体

除染実施区域における、除染等の措置等の実施主体は次の通りです。

除 染 の 対 象	除 染 実 施 主 体
市立保育所・小学校・中学校	三郷市、埼玉県※4
私立保育園・幼稚園	三郷市（事業者に協力の要請）
市立の公園・公共施設・通学路（市道）※1	三郷市
県が管理する公園や学校※2、その他施設※3	埼玉県
国の施設※3	国
独立行政法人の施設※3	独立行政法人

※1 特に子ども達の活動頻度の高い公共施設

※2 県営みさと公園及び県立三郷特別支援学校は、県が除染実施。

※3 本計画の具体的対象は、今後、国、県、独立行政法人との協議により定める。

※4 幸房小学校は県が一部試験施工を行うため、市と県が共同で除染作業を実施。

特措法の第3条において、「国の責務」では、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っている」との記述があり、また同じく第5条の「原子力事業者の責務」では、「関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる」とあります。

このため、三郷市では、市内の除染は一義的には、直接の原因者である東京電力(株)と原子力政策を推進してきた国が責任を持つべきであると考えております。

三郷市の現時点の除染実施計画には「特に子ども達の活動頻度の高い公共施設」以外を含めておりません。市民の皆さんの放射性物質に対する不安感を解消するためには、市と市民が一体となって、除染実施計画の数値目標を達成することが極めて重要かつ必要であると考えております。このため、計画に含めていない民有地の除染については、所有者（又は管理者）に除染をお願いすることになりますが、市独自の措置として支援の一環に市民の皆さんへの簡易放射線量測定器の貸し出しを行うほか、各

家庭での除染作業手順を示した「生活空間における放射線量低減化対策に係る手引き」（除染マニュアル）を策定し、公共施設での配布やホームページで紹介してまいります。

以下、家庭でできる除染作業手順を簡単に紹介します。

① 事前測定

放射線量率を測定(5cm, 1m)・記録し、注意する場所を確認（測定器は市で貸出中です）

② 作業のための準備

用具：ゴム手袋、スコップ、ほうき、ちりとり、ごみ袋、たわし、マスク等
推奨服装：雨合羽、長靴、ゴム手袋、マスク等の着用

③ 作業

- ・雨どいは、デッキブラシやタワシを用いて汚れを落とします。
- ・雨どいの直下、庭等の表土は、シャベルで段階的に1cm～5cm程度削ります。
- ・芝、草等は、葉と目土の一部を取り除き、場合により根の土ごととはがします。
- ・測定結果を記録

④ 作業後の処理

- ・手洗い、うがい、シャワーを浴びるなどして、体の汚れを落とします。
- ・手袋、マスク、タワシや雑巾など使い捨てのものは廃棄します。
- ・用具類を良く洗います。作業に使用した衣服等は洗濯すれば再使用可能です。
- ・除去した土等は、自身の敷地内で、遮水効果があり、耐久性のあるものに入れて埋め、その上から30cm以上土を被せます。覆土による放射線量低減効果は、10cmで74%、20cmで90%、30cmで98%といわれています。

また、区域の除染とは別に、市独自に販売目的の市内農産物（穀類、野菜類等）及び自家消費の農産物の放射能濃度測定を実施していくことで、市内の農産物の安全性を確認し、安心して消費できる対策を進めてまいります。

5. 除染実施区域に係る施設・土地の利用区分ごとの除染の方法について

施設・土地の利用区分ごとの除染の方法については、汚染の特徴に応じた適切な方法で除染することが必要です。

三郷市では、効果的かつ効率的な除染方法について知見を得るため、平成23年9月から10月に埼玉県と地域住民等とともに幸房小学校において実証実験を実施しました。この実証実験は、重機使用や手作業によって除染し、表土等の除去の深さを変えるなどして行いました。除染前後で空間線量率を測定し効果的かつ効率的な方法を検討しました。

特措法での除染実施区域内での作業の際には、実証実験の結果を参考に、環境省から示された「除染関係ガイドライン」（平成25年5月 第2版）（以下、「除染関係ガイドライン」という）及び、これを踏まえて策定された放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成25年3月改定）の内容に則って実施し、放射性物質の飛散・流出の防止について、出来る限りの措置をとるものとします。

また、可能な限り除染によって発生する除去土壌等を少なくするよう努めることが重要です。

除染に当たっては、学校・保育所、公園・わんぱく広場等の施設を優先し、線量の高いところを優先して実施するものとします。

「除染対象ごとの除染方法」

除染の対象	主な除染の方法
学校・保育所等	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去及び、客土、圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去及び現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土等による被覆※1
公園・わんぱく広場等	○庭等における表土等の除去及び、客土、圧密による原状回復※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去及び現場保管の際の残土による原状回復※1 ○汚染されていない土等による被覆※1
公共施設	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
通学路	○散水車及び清掃車によるブラッシング ○歩道洗浄、除草 ○ブラシ洗浄、高圧洗浄

※1 除染対象施設に応じて、いずれか一つを選択する。

6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

三郷市除染実施計画の実施期間は、平成23年4月から、平成25年5月末までの計画期間とします。除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期については、次表のとおりといたします。

年度ごとの除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

土地用途	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校・保育所等	線量率の測定		
	除 染		
公園・わんぱく広場等	線量率の測定		
	除 染		原状回復
公共施設(子どもの生活環境)	線量率の測定		
	除 染		
公立の公共施設(その他の施設及び県・国等の施設)	線量率の測定		
	除 染		
通 学 路	線量率の測定		
		除染	

平成23年度中には、保育所、幼稚園、小学校、中学校、子どもの利用度の高い児童館等の除染が終了いたしました。

公園等の施設については、それぞれの施設の平均空間線量率、子どもの利用の状況等を参考に、優先度を決めて実施し、平成24年度には、平成23年度から着手している除染が終了いたしました。（一部の公園にて原状回復作業(芝張り)を25年度に実施）

平成24年度には、市独自の事業として、小・中学校の通学路で測定の結果、局所的に空間線量率の高い箇所についても、除染を実施いたしました。

なお、平成24年度の後半には、次期計画の策定の必要性や区域の決定判断に資するため、市内の各地点での空間線量率の測定を再度実施いたしました。その結果、各施設の平均空間線量率は、 $0.12 \mu\text{Sv/h}$ であり、Ⅱ-1「除染等の措置等に関する方針」

の数値を下回りました。今後も除染を実施した施設について、継続して放射線量を監視してまいります。

7. 除染による廃棄物及び除去土壌の収集、運搬、保管・管理、処分について

市内における仮置場の設置は、極めて困難な状況です。可能な限り各施設の敷地内での現場保管をお願いしています。

既に除染作業の終了した小・中学校や公園においては、敷地内を掘削し、遮水シートを敷いた上に、フレキシブルコンテナバッグに入れた除染土壌を置き、さらにその上から覆土をしています（一部の施設では天地返しによる除染を実施）。また、作業後は、覆土した上での空間線量率の測定を実施しております。

保育所等に関しては、敷地が狭く、現場保管が困難であることから、一時的に市の一般廃棄物最終処分場に運搬し保管しましたが、総合体育館南側駐車場の地下に設置した厚さ20cmの鉄筋コンクリート造の仮置場（幅9.2m、奥行：41.5m、高さ1.9m）に移設し、上部を厚さ20cmの土及び厚さ20cmの砂利で覆土することにより、周囲に放射線が漏れない仕様（約98%の遮へい効果）にて保管しております。この仮置場については、上部の空間放射線量率及び地下水の測定を定期的の実施し、監視してまいります。

第Ⅲ編 市内の公共施設の主な除染実績について

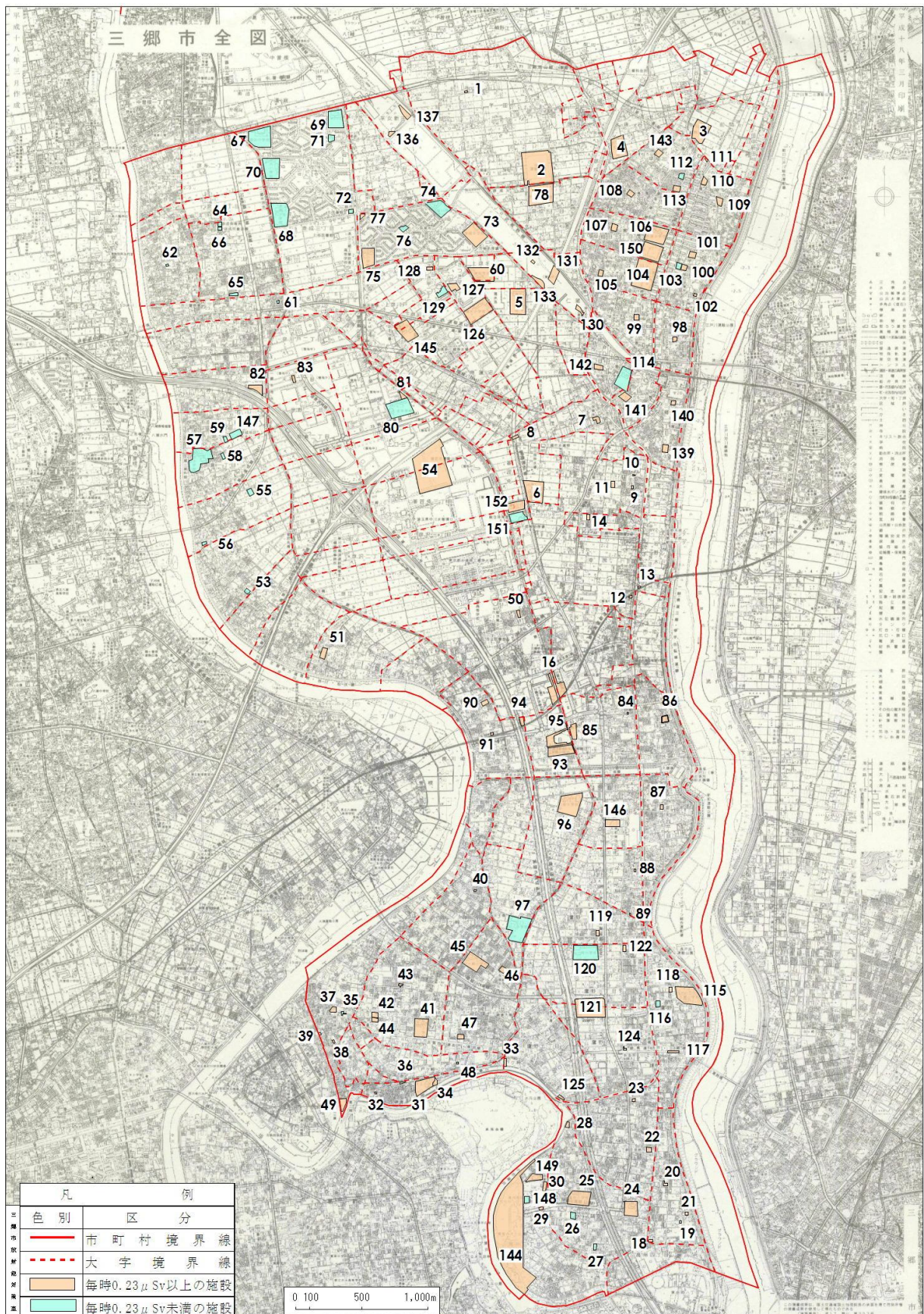


図2 市内の主な除染対象施設図

①「保育所」

赤 : 0.23 μ Sv/h以上の施設、青 : 0.23 μ Sv/h未満の施設(市の独自判断により除染)

	保育所名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
1	旧茂田井保育所	H23.9/23～25	0.24	0.11	7
2	下新田保育所	H23.9/23～25	0.24	0.07	22
3	高州保育所	H23.10/1～3	0.15	0.07	26
4	戸ヶ崎保育所	H23.10/1～3	0.21	0.06	35
5	戸ヶ崎東保育所	H23.9/23～25	0.26	0.08	46
6	上口保育所	H23.10/8～10	0.19	0.10	55
7	彦成保育所	H23.10/8～10	0.15	0.07	64
8	もみじ保育所	H23.10/15～17	0.17	0.08	71
9	たちばな保育所	H23.10/8～10	0.14	0.12	72
10	さくら保育所	H23.10/8～10	0.12	0.08	76
11	早稲田保育所	H23.9/23～25	0.33	0.10	100
12	丹後保育所	H23.10/1～3	0.19	0.11	112
13	旧長戸呂保育所	H23.10/1～3	0.20	0.07	116

※市内保育所については、全保育所で除染作業を終了しております。

※今後、各保育所に放射線測定器を配置して、数値の変動を把握してまいります。

②「小学校」

赤：0.23 μ Sv/h以上の施設、青：0.23 μ Sv/h未満の施設（市の独自判断により除染）

	小学校名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
1	前間小学校	H23.11/5～8	0.25	0.14	3
2	後谷小学校	H23.12/23～30	0.27	0.13	4
3	幸房小学校	H23.10/8～9	0.24	0.18	6
4	高州東小学校	H23.10/29～30	0.25	0.15	24
5	高州小学校	H23.10/29～30	0.23	0.16	25
6	吹上小学校	H23.12/23～30	0.23	0.14	31
7	前谷小学校	H23.11/5～8	0.25	0.14	41
8	戸ヶ崎小学校	H23.12/23～30	0.23	0.16	45
9	彦成小学校	H24.2/18～20	0.14	0.14	57
10	彦郷小学校	H24.2/18～20	0.18	0.13	68
11	旧北郷小学校	H24.2.25	0.20	0.18	69
12	彦糸小学校	H24.2.14～19	0.20	0.15	70
13	桜小学校	H24.1.30	0.21	0.15	74
14	立花小学校	H23.10/29～30	0.24	0.17	75
15	新和小学校	H23.10/29～30	0.24	0.14	93
16	丹後小学校	H23.12/23～30	0.27	0.13	106
17	早稲田小学校	H24.2.17～20	0.18	0.14	114
18	八木郷小学校	H23.11/5～8	0.31	0.15	115
19	鷹野小学校	H23.11/5～8	0.28	0.14	121
20	瑞木小学校	H23.12/23～30	0.23	0.14	126
※除染対象となった通学路について、下記の場所を除染済みです。 ・後谷小学校（県道越谷流山線と常磐自動車道が交差する交差点東側付近） ・新和小学校（三郷中央北通り線と同西通り線交差点からつくばエクスプレス高架下付近まで） ・桜小学校（桜小東側歩道の一部）					

※幸房小学校は、埼玉県と市が共同で除染作業を実施しました。

③「中学校」

赤 : 0.23 μ Sv/h以上の施設、青 : 0.23 μ Sv/h未満の施設(市の独自判断により除染)

	中学校名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 1m) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 1m) (μ Sv/h)	施設 番号
1	瑞穂中学校	H23.12/23～30	0.24	0.16	5
2	彦糸中学校	H24.2/25～27	0.16	0.15	67
3	彦成中学校	H23.12/23～30	0.28	0.13	73
4	早稲田中学校	H23.12/23～30	0.23	0.17	78
5	北中学校	H24.3.20	0.17	0.16	80
6	栄中学校	H24.3.5～13	0.28	0.14	96
7	前川中学校	H24.3.22	0.22	0.17	97
8	南中学校	H24.3.27	0.18	0.16	120

※市内小中学校については、全小中学校で除染作業を終了しております。

※今後、各小中学校に放射線測定器を配置して、数値の変動を把握してまいります。

④「その他の施設」

赤：0.23 μ Sv/h以上の施設、青：0.23 μ Sv/h未満の施設（市の独自判断により除染）

	施設名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
1	コミュニティーセンター、南児童センター	H23.10/11～14	0.27	0.11	42,44
2	早稲田児童センター(※1)	H23.9/22～24	0.20	0.12	103
3	瑞沼市民センター	H24.3.21～23	0.31	0.15	60
4	しいのみ学園○	H23.10 月	0.27	0.21	86
5	県立三郷特別支援学校	H24.4.19～21	0.25	0.14	145
6	東和東地区文化センター(※2)◇	H24.3.2	0.25	0.23	146
7	高州地区体育館(※2)◇	H24.2.25	0.26	0.23	149
8	文化会館(※2)	H24.3.2	0.25	0.20	150
9	三郷市斎場(※2)◇	H24.3.11～27	0.23	0.20	152
※下記の施設は、線量率が 0.23 μ Sv/h 未満ですが、局所的に除染作業済みです。 彦成地区文化センター(施設番号 147)、高州地区文化センター(148)、総合体育館(151)					

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

※1 地上5cmで計測

※2 地上1mで計測

※ 県立三郷特別支援学校は、埼玉県が除染作業を実施しました。

⑤「公園・児童遊園」

赤：0.23 μ Sv/h以上の施設、青：0.23 μ Sv/h未満の施設（市の独自判断により除染）

	公園等施設名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
1	半田第1幼児公園	H23.12/15～28	0.26	0.19	1
2	半田運動公園	H25.2/14～2/27	0.31	0.16	2
3	旧茂田井第1緑地◇	H24.4.17	0.28	0.14	8
4	幸房第1幼児公園	H24.2.10	0.26	0.17	9
5	幸房第2幼児公園	H23.12/15～28	0.24	0.18	10
6	幸房上町会わんぱく運動場	H24.4.17	0.27	0.11	11
7	幸房第1ポケット広場	H25.3/6～8	0.31	0.12	12
8	幸房第2ポケット広場	H25.2/25～3/1	0.41	0.11	13
9	吉野ちびっ子広場	H24.4.17	0.28	0.14	14
10	におどり公園	H25.2/12～	0.30	0.15	16
11	東町第1幼児公園	H23.12/15～28	0.28	0.13	18
12	東町みなみ公園	H23.12/15～28	0.21	0.13	19
13	倉田・増田ちびっ子広場	H24.4.9	0.29	0.11	20
14	田中ちびっ子広場◇	H25.2/22～3/7	0.29	0.17	21
15	岡庭ちびっ子広場◇	H24.4.19	0.24	0.12	23
16	石井ちびっ子広場	H24.4.4	0.20	0.13	27
17	幼児広場◇	H24.4.19	0.23	0.14	28
18	晝間ちびっ子広場◇	H25.2/18～19	0.29	0.16	29
19	高州3丁目水里町会わんぱく運動場◇	H24.4.20	0.30	0.11	30
20	戸ヶ崎第1幼児公園	H23.12/16～20	0.27	0.16	32

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

	公園等施設名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
21	寄巻児童遊園	H24.1/19～2/3	0.27	0.13	33
22	吹上児童遊園	H24.1/19～2/3	0.25	0.12	34
23	戸ヶ崎なかす公園	H24.1.18	0.23	0.12	36
24	せんげん児童遊園◇	H24.4.26	0.26	0.13	37
25	石崎ちびっ子広場	H24.4.6	0.24	0.10	38
26	山岸ちびっ子広場	H24.4.2	0.25	0.12	39
27	戸ヶ崎1丁目第1幼児公園	H23.12/26～27	0.25	0.14	40
28	ふれ愛パーク戸ヶ崎	H24.2.17	0.26	0.15	43
29	戸ヶ崎みなみ公園◇	H24.4.13	0.29	0.16	47
30	戸ヶ崎4丁目第1幼児公園	H23.12/27	0.23	0.16	48
31	戸ヶ崎5丁目ちびっ子広場◇	H25.2/19	0.25	0.14	49
32	谷口北児童公園	H24.4.10	0.26	0.13	50
33	花和田児童公園◇	H25.2/20～22	0.23	0.10	51
34	旧番匠免町会わんぱく運動場	H24.4.18	0.18	0.13	53
35	番匠免運動公園◇	H25.2/25～3/5	0.27	0.11	54
36	かみぐち公園	H24.5.2	0.20	0.11	56
37	彦倉町会わんぱく運動場	H24.4.19	0.17	0.12	58
38	宮田ちびっ子広場	H24.5.1	0.20	0.12	59
39	上彦名第1幼児公園	H24.2/9～10	0.21	0.11	61
40	彦成1丁目第1幼児公園	H24.2.10	0.16	0.14	62
41	彦成公園	H24.2/13～14	0.19	0.12	65
42	彦成児童遊園	H24.2.16	0.19	0.11	66
43	やすらぎ公園◇	H25.3.19	0.24	0.15	77
44	月の郷公園◇	H25.3/25	0.23	0.12	81
45	風の郷公園◇	H25.3/4～5	0.26	0.14	82
46	鳥の郷公園◇	H25.3/23	0.25	0.15	83

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

	公園等施設名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
47	新和1丁目第1幼児公園	H23.12/19～20	0.26	0.17	84
48	三郷中央4号公園◇	H25.3/1～3/7	0.38	0.22	85
49	新和4丁目ちびっ子広場◇	H24.4.19	0.31	0.14	87
50	新和5丁目第1幼児公園	H23.12/19～20	0.25	0.17	88
51	新和5丁目第2幼児公園○	H24.11.14	0.26	0.17	89
52	さかえ北公園	H24.4.16	0.23	0.13	90
53	栄1丁目ポケット広場○	H24.11.28	0.28	0.17	91
54	三郷中央3号公園◇	H25.3/1～3/7	0.36	0.19	94
55	栄調節池多目的広場	H25.2/25～3/5	0.47	0.17	95
56	めじろ公園	H23.12/15～28	0.23	0.15	98
57	はまなす公園	H24.3.23	0.28	0.15	99
58	アカシア公園	H23.12/15～28	0.33	0.17	101
59	早稲田3丁目第1幼児公園	H23.12/15～28	0.23	0.15	102
60	早稲田公園◇	H25.3/19～25	0.28	0.15	104
61	しらさぎ公園	H23.12/15～28	0.24	0.13	105
62	つくし公園	H23.12/15～28	0.35	0.17	107
63	白鳥公園	H24.3.16	0.28	0.17	108
64	カトレア公園	H24.1.13	0.32	0.17	109
65	まつのき公園	H24.3.31	0.30	0.19	110
66	早稲田7丁目第1幼児公園	H23.12/15～28	0.30	0.17	111
67	うぐいす公園	H24.4.7	0.31	0.19	113
68	八木郷児童遊園	H24.1/26～27	0.26	0.16	117
69	長戸呂ちびっ子広場	H24.4.13	0.24	0.11	118
70	鷹野2丁目町会わんぱく運動場 ◇	H24.5.1	0.26	0.11	119
71	関口ちびっ子広場◇	H24.4.25	0.31	0.14	122
72	鷹野4丁目ちびっ子広場	H24.1/12～2/27	0.30	0.16	124

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設
○印は市職員による除染

	公園等施設名	除染実施日	実施前の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	実施後の平均 空間線量率 (地上 50cm) (μ Sv/h)	施設 番号
73	寄巻児童公園	H24.2/2～3	0.30	0.14	125
74	さつき平ふれあい公園◇	H25.3.19	0.23	0.11	127
75	さつき平なかよし公園◇	H25.3.19	0.23	0.12	128
76	さつき平のぞみ公園	H25.3.19	0.21	0.10	129
77	ららシティ悠久の道公園	H23.12/20～22	0.27	0.18	130
78	ららシティくすのき公園	H24.2/2～4	0.33	0.13	131
79	ららシティやまもも公園	H24.2/3～4	0.28	0.17	132
80	ららシティ1丁目緑地	H24.2/6～9	0.32	0.12	133
81	ららシティ大通り公園	H24.2/2～3	0.28	0.13	136
82	ららシティとんがり公園	H24.3.28	0.27	0.14	137
83	ひばり公園	H23.12/15～28	0.34	0.20	139
84	ひまわり公園	H24.2.13	0.28	0.19	140
85	カンガルー公園	H23.11/16	0.32	0.19	141
86	さくら公園	H23.12/15～28	0.34	0.15	142
87	あすなろ公園	H24.3.26	0.33	0.16	143
88	県営みさと公園	H24.8/28～10/26	0.26	0.16	144

◇印のある施設は、特措法に基づかない市独自の措置として除染する施設

○印は市職員による除染

※除染後の公園については、担当部署に放射線測定器を配置して、数値の変動を把握してまいります。

※県営みさと公園は、埼玉県が除染作業を実施しました。